

長崎県立諫早商業高等学校いじめ防止基本方針

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題として捉えられる子どもの自己指導能力の育成など本校が取り組むべき内容を本方針に定める。

1 目指す生徒像

専門学科で培った知識や技能を活用し、共生社会の担い手としてグローバルな視点で他者と協創できる人材を育成する。

- (1) 周囲と協働し論理的に課題解決策を他者に発信できる力を持ったビジネス社会のリーダーとなる生徒
- (2) 礼節を重んじ伝統を重視し、文武両道の精神を持った地域に信頼される生徒
- (3) 他者の多様性を認め困難を共に乗り越えようとする心優しい生徒

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要
- 「いじめ」の認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う
- 具体的ないじめの態様（当てはまる可能性のある犯罪行為）：

・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	… 強迫、名誉毀損、侮辱
・ 遊ぶふりをして叩かれる、蹴られたりする	… 暴行
・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	… 暴行、傷害
・ 金品をたかられる	… 恐喝
・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたりする	… 窃盗、器物破損
・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	… 強要、強制わいせつ
・ パソコンや携帯電話等で誹謗中傷される	… 名誉毀損、侮辱
- 「重大事態」は、次の2項目とし、疑いが認められた場合は、速やかに第一報を児童生徒支援課に報告する。
 - ・ いじめにより生徒自身の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがある
 - ・ いじめにより生徒自身が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある

3 いじめ解消の定義

- 「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることとする。
 - ・ いじめに係る行為が止んでいること（3カ月超）
 - ・ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（面談等により確認）

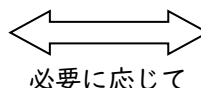
4 いじめ対策委員会

(1) 業務内容

- ① いじめの防止への取組 ② いじめの早期発見 ③ いじめへの対処
④ 家庭や地域との連携 ⑤ 関係機関との連携 ⑥ 本方針の見直し

【いじめ対策委員会】

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談主任、同副主任、教務主任、保健主事、養護教諭、学年主任、(該当学級担任・関係部顧問)



【関係機関との連携】

スクールカウンセラー、医師、警察、学校評議員、など外部専門家及び地域関係者

(2) 実施

- ① いじめの疑いが確認されたとき随時実施する。
② 校内委員による情報共有を毎月1回以上実施する。
③ 外部委員の意見を取り入れる機会を年2回実施する。

5 いじめの防止について

(1) 教職員の取組

① 校内指導体制の確立

小さな事案についても認知した時点で、関係者への連絡・相談・報告を行い、特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。

② 教師の指導力の向上

調査報告書やいじめ対策に係る事例集（文部科学省）ならびに「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」を活用した研修を実施する等、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

③ 人権意識と生命尊重の態度の育成

人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等に努める。全ての教育活動を通して、社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。

④ 生徒の自己指導能力や危機回避能力の育成

学校教育活動を通じて、すべての生徒に対し、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築させる。

(2) 生徒の取組

① 「ココロねっこ運動週間」における挨拶運動の実施

② ネットによるいじめ等が発生しないように、日頃から携帯電話やインターネットの取り扱いには細心の注意を払う。また、メディア安全教育等を通じて、自己指導能力や危険回避能力を身に付ける。

(3) 保護者の取組

- ① PTA総会、学級（学年）保護者会や担任との面談等を通して、教職員との情報交換を密にする。
② いじめを許さない心を育てるために、暖かい雰囲気の中で子供の心に寄り添う。

(4) いじめ防止対策 年間計画（予定）

月	生徒の取組み	職員の取組み
4月	生徒・保護者への相談窓口周知 学校生活に関する調査 歓迎遠足	配慮を要する生徒の情報共有 教育相談部相談週間 調査結果の集約と対応

5月	生徒総会	P T A総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
6月	長崎っ子の心を見つめる生徒集会（講演会）	長崎っ子の心を見つめる教育週間 第1回教育相談委員会
7月	人権同和教育 保護者面談	
8月	長崎原爆の日（平和学習）	生徒情報交換会
9月	学校生活に関する調査	休業後の生徒の様子把握 教育相談部相談週間 第2回教育相談委員会 調査結果の集約と対応
10月	安全教育（薬物乱用防止）	
11月	あいさつ運動 安全教育（スマホ・ネットトラブル）	第3回教育相談委員会
12月	球技大会	
1月	学校生活に関する調査	休業後の生徒の様子把握 教育相談部相談週間 第4回教育相談委員会 調査結果の集約と対応
2月		
3月		生徒情報収集のための中学校訪問

6 いじめの早期発見について

（1）教職員の取組

① 教職員による観察や情報交換

生徒のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有できる工夫（5W1H気づきメモなど）を行う。

② 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個人面談等、きめ細かな把握に努める。

③ 教育相談体制の整備

校内に生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。

また、その充実に向け、スクールカウンセラーなど、学校内外の専門家の活用を図る。

（2）生徒の取組

ネットによる誹謗中傷や仲間外し等、いじめと疑われる行為を見たり聞いたり、気になる生徒がいたら、ただちに先生や保護者に相談する。

（3）保護者の取組

生徒や地域等からいじめに関する情報を得た場合、学校や相談機関に連絡する。

7 いじめに対する措置について

(1) 教職員の取組

- ①いじめの発見や相談を受けた時には、いじめ対策委員会を開催し、情報を共有し、組織的に対応する。
- ②いじめられた生徒や保護者に寄り添い、心のケアやいじめから守り通すための対応を行う。
- ③加害生徒が特定できた場合、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導し、その再発防止に務める。
- ④いじめが解消されたと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導を行う。
- ⑤ネット上の不適切な書き込み等については、被害拡大を避けるため、ただちに削除する措置をとる。また、必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。

(2) 生徒の取組

- ①学校側からアンケート調査等を依頼された場合は、積極的に情報を提供するとともに、問題の解決に向けて協力する。
- ②いじめを受けた生徒に対し、寄り添い、支える存在となるように努める。

(3) 保護者の取組

- ①学校側からの説明会への参加
いじめに関する学校側からの説明会が開催された場合は積極的に参加し、情報を収集するとともに、問題解決に向けて努力する。
- ②子どもとの会話
いじめ事案が発生した後も子どもとの会話を通して、いじめが継続していないか、新たな問題が発生していないかなどを確認する。また、気になることがあったら学校側に相談する。

8 記録の保管について

- 記録の廃棄は、被害生徒・保護者に説明の上、行う。
- 個々の記録の保存については、被害生徒・保護者からの意見を踏まえ、保存期間を改めて設定する。